

会 議 録

会議の名称	第3回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年4月19日(月)午後7時00分~午後8時50分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	山下委員長、飯坂委員、吉岡委員、藤原(宏)委員、三井委員、溝川委員、若島委員、北村委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、池辺委員、石川委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(桜井室長、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 議論ポイントについて
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要事項	傍聴者 3人
会 議 内 容 (発言内容、結論等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

○（事務局）第3回の和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催させていただく。

4月1日に人事異動に伴い、新しく再検討委員会に加わる職員を紹介する。総合計画1章総括担当の市長公室長の吉岡理と総合計画3章総括担当の生きがい健康部長兼福祉事務所長の三井久行である。なお、松田委員、久委員、高橋副委員長は、都合により欠席との連絡をいただいているので、報告する。

本日の会議資料として、先に郵送している分に、再検討委員会名簿と資料-2、第1回、第2回会議のまとめを机上配布資料として追加しているので、確認願う。

本日の会議について、委員長、進行をお願いします。

○（委員長）まず前回の会議録の確認をする。資料-1、会議録について、修正等何かないか。資料-1の会議録はそれでよいか。

（「はい」の声あり）

○（委員長）ないということで、これで承認し、公開するものとする。

次に、第1回、第2回のまとめと本日の進め方について、事務局から説明願う。

○（事務局）第1回、第2回会議後のまとめを報告する。本日机上配付をしている資料2である。

前文については、A現行どおりとB修正するに意見が分かれた。修正意見に関しては、神功皇后のエピソードを修正するという意見と、自治基本条例の必要性を強調する記述を入れるべきという意見があった。

Aの現行どおりの理由としては、前文では和泉市のアイデンティティーの一つとして市のネーミングにまつわる歴史的な例証を載せたほうがよい。若い人にも和泉の由来等に関心を持ってもらえるきっかけになるのではないかという意見であった。

Bの修正に関しては、「一夜にして～」については伝承的な意味合いが強く、この時代の背景から見ても新羅を征伐した神功皇后を誇張する文言で伝わったものであり、自治のルールを定める自治基本条例の前文に明記する文章としては好ましくないという意見であった。具体的な修正案として、その1、「和泉」その歴史は、古くから清水が多く湧き出たところで、和泉の地名も、泉井上神社の境内から湧き出る「和泉清水」が名称の由来と伝えられ、奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府が置かれました。」というものである。修正案のその2、「和泉」は「出ず水」（いずみ）、和泉の地は昔より清き水の湧き出ずる地として知られ、泉井上神社境内の「和泉清水」

が名称の由来と伝えられています。』修正案その3では、「和泉」その歴史は古く、名称の由来となったのは泉井上神社にある「和泉清水」と伝えられています。奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府があったことから市名として採用されました。』「私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、協働により豊かな自然と命を育むまちとして、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いで」という案があった。

第2条「最高規範性」については、A現行どおりとB修正するに意見が分かれたが、自治基本条例を和泉市の基本として市民、議会、行政が共通認識して市政運営を行っていくべきという点では一致していた。そのことを踏まえて文言をどうしていくかというふうな話し合いになった。A現行どおりの理由としては、条例には上下がないことを十分認識しているが、自治の進め方や仕組みについては、地方の裁量権においてオリジナリティーがあってもよいと考える。本市の自治の基本となる条例とするなら、最高規範性は明記してもよいのではという意見であった。

B修正するの理由としては、法的には条例に優劣はないため、「最高規範」の文字を明記するのは違和感がある。一方、自治基本条例に「最高規範」をうたっている市が多い点から、あえて他の表現で特色を出してはどうかという2つに分かれている。具体的な修正案としては、「この条例は、和泉市の自治の礎であり、」というふうに変えたらどうかというのがその1、その2としては、「この条例は、自治の基本を定めるものであり、」という2つがあった。

第3条「用語の定義」の市民の定義については、自治基本条例が原則、対象とする「市民」は、和泉市のまちづくりに参加する者で、市内居住者だけでなく、現在の市民の定義で定める範囲のものであることを確認した。ただし、権利義務関係や住民投票等、規定の内容によっては市内居住者のみをあらず用語と、居住者以外を含んだ広義の市民をあらず用語に分けて使用するという方向で修正する。修正案その1は、「市民等」を広義としてとらえ、「市民」を狭義としてとらえて区分する。その2は、「市民」を広義としてとらえ、「住民」を狭義としてとらえて区分する。その3は、「市民」を広義としてとらえ、「和泉市民」を狭義としてとらえるという案である。

まちづくりの定義については、A現行どおりとなった。「まちづくり」はハードのイメージが定着しているかどうかについて議論した結果、「まちづくり」は住みよい暮らし

しづくりをする活動ということで、ハードに限定しないほうが一般的であるという結論になった。

第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」では、規定内容はこれでよいが、条文の表現が誤解を招かないかどうか法規的な見地から確認が必要である。誤解を招く場合は表現を工夫する等、修正が必要であるという話になり、Bの修正するという方向である。修正案としては、「合意」の次に「形成」を入れて、「合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則」とし、「合意形成に向けて十分話し合うとともに、」を「話し合いに努めるとともに、」と修正する案である。この項については、学識委員に確認するという事になっている。

第8条「市民の権利」に関して、「役務の提供を等しく受ける権利」を追加するかどうかについて、現在の自治基本条例の目的に照らし合わせると、「自治の担い手として」と限定した権利を明記する形になるという議論になった。これについては、修正するか、現行どおりでいいのかというところまで話が至っていない。

第9条「市民の責務」について、「行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」ことを追加すべきとの議論があった。権利と責務の関係で、第8条とも考え方の整合を図りながら検討する必要があるということで、これも修正、また現行どおりというところまでには至っていない。

以上が、1回目、2回目の会議のまとめである。

本日は、第10条「子どもの権利」からと考えている。以上である。

○(委員長) 今、事務局から説明を受けたが、これは今の到達点ということで理解願う。

第10条「子どもの権利」から進めていく。事務局、総務安全委員会等の意見要旨と、各委員からの提出意見を先に説明願う。

○(事務局) 第2回の資料 - 3で説明させていただく。子どもの権利に関して、総務安全委員会の意見要旨としては、子どもも市民に含まれる中、子どもの権利を定める必要性は特にないのではないかと、あるいは、まちづくりへの子どもの意見の反映は、保護者が子どもの代弁者という形になるべきではないかといった意見をいただいた。それに対して、今回の再検討委員会での議論ポイントとしては、現在の子どもの権利の規定の趣旨、目的の確認をするというのが1点。2点目として、規定の必要性の確認または再検討。3点目として、規定内容の表現方法についてどうするか、この3点に

なるというふうに考えている。

現行どおりという意見、条文削除という意見、条文の一部を修正とする意見をいただいている。現行どおりという意見の趣旨であるが、将来を担う子どもたちがまちづくりに参加・参画する権利を条例に明記することによって、その意思が明確に伝わり、それぞれの年代に応じた参加・参画を推進し、早い段階から子どもたちが社会の一員として年代に応じた権利と責任を理解することで、意識の高い市民による住民自治を推進するという意見。

それから、子どもも市民に含まれているかもしれないが、つつい子どものことは忘れられることのほうが多く、子どもを社会の一員として扱うことにまだまだ私たち大人がなれていないということから、あえて明記するという意見。

また、保護者が子どもの代弁者になるということに対し、親だから子どもの考えがすべてわかっているというものではないということから、現状どおりという意見をいただいている。

次に、削除の理由であるが、子どもも市民に含まれる中、子どもの権利を定める必要性はないという意見をいただいている。

次に、修正に関しては、子どもの条文の中に「それぞれの年齢に応じたかわり方で」と追加するという意見をいただいている。以上である。

○(委員長)第10条「子どもの権利」について、今、各委員から出していただいた意見について事務局から概要説明があった。Aの現行どおりという意見を提出された方で補足説明があるか。

今のところはないということで、Bの修正という意見を提出された方からの補足説明があればお願いします。

はい、どうぞ。

○(委員)第10条「子どもの権利」を一番初めに議論をしたとき、たまたま休ませてもらい、次の週に、全国でつくられているような子ども権利条例をつくるに当たっての議論をせずに、子どもの権利規定が直接書かれているということを申し上げた。しかし、その議論は先週で終わっているのだから、僕の意見は、意見として取り上げられなかった経緯がある。覚えているか。

○(委員)何となく。

○(委員) そういう経緯があった。「子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。」と書かれているが、第32条で住民投票というのがある。例えば、子どもたちがまちづくりに参加・参画する権利があるというなら、住民投票だって権利であるから、「私たち子どもにそういったまちづくりに参加・参画する権利があるのだったら、住民投票も参加させてね」というふうなことを言われる可能性がある。少なくとも「それぞれの年齢に応じて」とか、「それぞれの年齢にふさわしい範囲内で」というふうな文言を入れないと、子どもたちは参加できる権利があるというふうになったときに逃げる形を少なくともとっておかないといけないのではないかとこのように思う。

○(委員長) 今、修正のほうの補足説明をいただいたが、他にないか。はい。

○(委員) 私も修正意見を書かせてもらった。子どもの権利だけをここへ謳い過ぎると、拡大解釈とか、いろんな誤解を受ける懸念もあるので、それぞれの年齢に応じたかわり方、具体的にどういうことだと言われると、さっき言われた子ども権利条例などである程度明確にしていけないといけないと思うが、この自治基本条例では、やはり年齢に応じたかわり方というのをつけ加えるべきではないだろうか。

それと、さっきの住民投票等も考えると、16歳というのは、我々一度決めたことではあるが、ちょっと無理があるのかなということで、18歳というのが妥当かなということで修正として入れさせていただいた。

○(委員長) 今、二人の委員、ほとんど一緒の修正内容かと思う。ほかに修正で補足説明はないか。はい。

○(委員) さっき、教育次長のほうから子どもの権利条約、条例の話が出たので、追加で意見を述べさせていただく。

私、条例をつくる以前の話として、地方分権で、どんどんこれから地方が責任を持って時代を担っていかなければいけないときに、まちづくりに参加して民主的にという考え方がまだ育っていないと思う。それは教育として、学校にいる段階でも参加や責任というものをちゃんと子どもたちに教えていく必要があると思う。

最近、子どもは地域で育てるものと言うと、子どもは地域で育てるのだからと親の責任を放棄される方が結構いる。どこかへ子どもを預けたら、子どもは地域で育てるのだから任せたと。「あなたは」と言ったら、いや、適当にその辺で遊んでいるみた

いな話はよく聞くので、そうではなしに、基本的には子どもには親の責任があって、その上で子どもは地域で見守ってあげようというのがあると思う。和泉市の子どもたちにもっとすばらしく育てもらうための教育とか民主主義とか、そういうものを教えていかなければいけない。裏返して、権利を行使した分だけ責任があるということも明記しているのだが、それについて当然親の責任も出てくるだろうし、市民の責務の中にもこういったところを今後はもう少し謳っていかないと、ここだけをとらまえてするのは、ちょっとつらい部分があるが、その意識は私も持ちながらこの意見を出しているので、よろしくお願いします。

○(委員長)他に意見等、補足説明もあればお願いします。

○(委員)今言われたように、権利と責任というのは一對のものだと思う。私もいろいろ地域で動いていて、権利ばかりというか、自己中心というか、そういうのがここ数年非常に目立つ。これはもう日本全体だと思う。だから、市民として権利を得る以上は責任も全うするという、これは、ここでなくてもいいが、どこかにやはり明記しないといけないのかなという気がする。

○(委員長)ちょっとここでは.....。

○(委員)いやいや、ここということではなしに。

○(委員長)そしたら今の委員の意見も参考にさせていただくということで。どうか。第10条「子どもの権利」の項目は修正すると。修正の内容はさほど大きな隔たりはないと思うが、その方向でよいか。

○(委員)さっきも言ったように、今、教育次長がおっしゃったように、子ども条例のことが気になる。今後の流れとして、この条例が頭に来て、子ども条例ができるというのがあるのかどうか。もしあるのだったら、この文言だけ入れておいて、最終的に整合性がとれるかどうかという確認が気になったので言わせてもらった。

○(委員)だから、子ども権利条例の議論もされてないのにここに書くのは早計ではないかという話を当初したつもりである。その議論は蒸し返すことができなかったのも、ここに載っているのだが、今.....

○(委員)僕が言っているのは、今後、子ども条例をつくる動きがあるのだったら、それを頭に入れて話したほうがいいかなということである。

○(委員長)この程度の修正であれば、いくらでも修正はできるから。

○(委員)だから、少なくとも修正をするべきかと。答えが欲しいから。

○(委員長)二人の修正の内容は、そんなに乖離していないので、その修正の方向でいくとしたら、子どもの権利条例の関係もそんなに問題はないと思う。そういう方向性でよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長)そしたら、そういう方向性ということで。

次の項目に移る。次は第4章「議会・議員」である。この項目については、議会のほうでお願いしている項目であるが、市民、市民等とかいう議論になっているので、その整合性はあるかと思うが、市民の区分の仕方も含めて議会のほうでの対応になるかと思うので、この項目は飛ばさせていただく。

総務安全委員会関係の大きな8項目のところを先に議論させていただき、それ以外での意見、修正については、また後日させていただく。

第32条「住民投票」について、事務局から説明願う。

○(事務局)それでは、総務安全委員会の8項目を先に議論するというので、子どもの権利の次が住民投票ということで、住民投票の説明をさせていただく。

総務安全委員会できている意見の要旨であるが、まず1点目としては、常設型の住民投票条例についてで、間接民主主義、議会制民主主義が統治システムとして謳われている中で、今回の住民投票は、統治の原理に反する部分があるのではないかという意見。市長の政策判断の一つとするならば、世論調査等で民意を知ることができるとい意見。今回の案では、該当案件ごとに住民投票をするのかどうかを議会にかけるとい部分がないという意見等、常設型に対する意見を1点目としていただいている。

2点目として、投票権者の年齢についてである。16歳は、社会的に未熟で判断能力に疑問がある。16歳のほとんどは高校生で、勉学にいそむべき年齢である。また、国政における参政権の付与についても、18歳成年の考え方がまとまっていない現状では、民法や公職選挙法等とあわせて考えると、20歳以上とするのが合理性、整合性があるという意見。また、実際の16歳から20歳未満の当事者市民の考えが反映されているのかどうか。パブリックコメント等でも18歳が妥当とする意見が多かったのではないかというふうな意見。

3点目として、住民投票の請求の連署数について、現在6分の1以上であるが、常設型であり、乱用を防ぐためにも地方自治法第76条のリコール請求等とあわせて3分の1以上を根拠とするほうがよいのではないかという意見をいただいている。

4点目として、今回の自治基本条例には市長の発議、住民の発議が盛り込まれているが、さらに議会の発議も規定として盛り込んでどうかという意見をいただいている。

それでは、1点目に戻り、いただいている意見のほうを説明させていただく。常設型の住民投票条例については、常設型という意見のみいただいている。

まず、住民投票は今や市民自治を保障するための重要な手段として認知されるようになってきていると思う、自分たちのことは自分たちで判断したい、住民の意思を行政に直接反映させたいと思うことは間接民主主義に反するのだろうか、私たちが議員を選ぶときはそれぞれの個別の課題に対しての意見を選ぶのではなく、人を選んでるので、必ずしも私たちの意見がそのまま行政や議会の意見になるとは言えないのが現状だと思う、という意見。

それから、市長の政策判断材料の一つとするのではなく、大いに尊重すべきという意見。

それから、地方分権社会では、地方自治の本旨である団体自治と住民自治がバランスよくかみ合わなければならない、特に住民自治を進める中でその象徴となるのが住民投票であると思う、という意見。

この条例に住民投票を明記することで、間接民主制の地方自治が補完され、強化され、住民自治の意識が高まればと考える、適切な判断は、多くの情報を得て正しく判断した市民の意見に淘汰されることを踏まえ、地方行政を進めることも必要では、という意見。

常設型の住民投票制度の必要性ということで、別の観点からの意見として、自治法の直接請求による住民投票は、有権者の50分の1の署名でもって市長に請求ができるものの、その都度議会の議決が必要なため住民投票に至らないケースが非常に多い。かつ同一の案件でも争点が変わると改めて署名を集める必要があり、実施までに多大の労力、時間と費用を要することが多く、重要案件に対し迅速に住民の意思を確認、反映することが難しいのが実態であるということで、間接民主主義を補完し、一定数

の住民からの請求があれば、議会の議決を経ないで住民投票を保障する常設型住民投票条例が必要になり、近年これを設ける市町がふえてきている。また、これにより住民の市政への参画意識が高まることや、市長や議員にとっても自己の判断を行う上で必要な情報を入手できる重要な手段となるという意見。常設型住民投票条例の必要性について、以上、意見をいただいている。

委員長、まず1点目の説明でよいか。

○(委員長) これも言うておかななくていいのか。33ページ。

○(事務局) 追加説明する。この条例が議会で制定されるか、否決されるかの重要なポイントになると思われることから、まずは条例制定を優先するため、この項は見直すべきと考える。そもそも常設型に反対の立場の考え方としては、間接民主主義を否定するもの、あるいは住民は感情に流され合理的な判断ができないとした考えであると思われるが、投票権者の年齢や請求の連署数なども意見として出されていることを踏まえれば、そのあたりを修正し常設型で提案するというので、全体的な意見としては、常設型であるものの、16歳の年齢、そういったところについては修正をしていくべきというふうな意見。以上である。

○(委員長) 第32条「住民投票」のうち、常設型についての議論を始めたいと思う。

Aの現行どおりという意見の方で補足説明があればお願いします。補足説明はないか。

修正という意見で補足説明等があれば、よろしくお願いします。

そしたら、ここの項目は常設型ということでよいか。他に意見がないようなので、よいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) はい。この項目は、一応常設型ということでお願いします。

次に、投票権者の年齢について議論させていただく。投票権者の年齢について、Aの現行どおりという方、補足説明はあるか。

○(事務局)(2) 投票権者の年齢については、現在のところ修正についてのみ意見をいただいている。

○(委員長) ここに意見を出している人と出していない人がいるので、現行どおりという方はいないか。補足説明したいという方はいないか。

そしたら修正という意見を出されている方で、補足説明があればお願いします。

○(委員)案をつくったとき、皆さん18歳とっていなかったか。僕も18歳だと思
っていた。16歳に決まったときは、和泉市のことについて考えてもらいたい年齢は
16歳からなのだと、そういう理解であったが、16歳という年齢はほとんどが高校
生で、精神的にもまだ影響を受けやすいので、住民投票みたいな市を巻き込む重大な
影響のあることを自分でするには、冷静な判断はできないということで、16歳は低
過ぎるのではないかという意見、確かに僕もそうだと思うので、少なくとも18歳に
すべきと思う。

○(委員)私は、ここでは年齢18歳以上という意見を述べており、修正すべきという
意見になるのかもしれないが、議会との調整が最終的にネックになってくると思った
からあえて、全体のことを考えて修正を出した。最近犯罪が低年齢化している。犯罪
だけが低年齢化しているのに、例えば市民参加やこういうことの認識というのは若い
年齢の方々が余り持ってない。だからあえて、卵が先か鶏が先かの議論だが、もっと
若いうちからそういうことをちゃんと教育として教えるべきということで、16歳か
らというのを和泉市は謳っている。だから、ちゃんと教育します、という意思表示し
たかったから、和泉市は16歳と。

それで、何年か先には和泉市で育った子どもたちがもっと和泉市のことを考えて、
もっと認識ある子どもたちに育っているよというのが理想論であったから16歳とす
る意見に僕はなびいたわけだが、ただ、これは条例をつくって初めて生きてくるので、
あえて今16歳にするかどうかというと、18歳でもいいかなということである。

○(委員)実は僕自身、16歳がいいのか18歳がいいのか非常に迷っているところが
ある。ただ言えることは、16歳とするほうが母数が大きくなるので、集めないとい
けない連署数はふえるわけである。ということは、数からいえば18歳にするほうが
集めやすくなる。そんな単純な話でいいのかわからないが、その辺のところも
考えて年齢も考える必要があるという気がした。

○(委員長)他に意見あったらどうぞ。

○(委員)この16歳というのは、最後にやはり和泉市らしさというか、子どもを大
事にしているということを皆さんが打ち出そうというか、強調できたらという思いも
あって16歳になったと思う。先ほど言われたように、そのために教育もやって、と
いうことで、私たちにとっては何か和泉市をアピールできる材料になるかなという思

いもあったと思うが、実際に私の知人とかに聞いてもやはり違和感があると。16歳と聞いたときにしっくりこないという意見が、普通といたらおかしいが、市民感覚からいくとそうだったので、やはりこれは修正してもいいのではないかという思いがある。

○(委員長)他に意見ないか。投票権者の年齢について、当初策定委員会でも18歳でまとまっていたはずだが、特徴ある条例ということの中で16歳ということになってきたという経過があったように思うので、18歳に戻すということにさほど皆さん抵抗はないという気はする。

ただ、18と20と、議論はちょっとしておくべきかなという気がする。中には20以上とするということが当然という意見もあるので、その辺はどうか。何か意見あるか。

○(委員)選挙権が日本では20歳だが、世界的には18歳以下というところが9割を占めているそうで、日本が世界的な趨勢からいうとかなり後れているということだと思う。先ほどの委員がおっしゃったように、私も同じ思いでいるが、やはり世界的な趨勢で選挙権が18歳なのに、せめてこの条例では18歳にしたいと思う。

○(委員長)ほかに意見ないか。はい、どうぞ。

○(委員)僕、きょう初めてであるが、この間テレビを見ていたら、民主党の大臣が、先進国に倣って18歳以上にすることで進んでいるという話を聞いた。

○(委員長)ほかにないか。

○(委員)思いはみんなと一緒である。はい。

○(委員長)ここはもう、ちょっと……

○(委員)とにかく最終決めていただくのは議員さんになるので、むしろ議員さんが16か18か20かで決めてもらったらいいのかなと。後は状況に応じて5年後とかに見直すということが前提になっているので、それでいいかとは思う。まずどうしたいということを含めて。

ただ、基本である考えは、各委員がおっしゃっていただいたのと一緒なので、その補完するところである。教育長が、16歳でスタートしたら中学校の時代からちゃんと教育するのだというふうな話を前にされていたと思うので、これが仮に18とか、もしくは、国のほうに合わせて20というふうに最終なったときに、中学校の間はま

だまだ先だからいいというふうにならないようにだけ何かできれば、あとは状況に合わせて、18におろしていこう、16にしていこうという柔軟性があるといいとは思
う。だから、今あえて何歳でないとだめだと決めるというのは、僕は別にどちらでも。

○(委員長)特に16にはこだわらないということでもいいな。

○(委員)そうである。

○(委員長)大体今までの意見、18……。

○(委員)僕は基本的に同じである。ただ、皆さん意見がなかったが、僕は16歳を子ども扱いしないほうがいいと思う。もう責任を持たさないといけない年であるから、それを踏まえた上での18であり20であると思う。16歳はもう子ども扱いすべきではないと思う。それだけである。

○(委員長)どうか。投票権者の年齢にいて、大多数が18歳でいいのではないかという意見だったと思うが、どうか。それでよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長)そしたら18歳ということで。

8時まで5分トイレ休憩させていただく。

(休憩)

○(委員長)会議を再開する。

(3)の住民投票請求の連署数について、事務局、説明願う。

○(事務局)3点目の住民投票請求の連署数については、現行どおりという意見と修正という意見をいただいている。現行どおり、6分の1以上については、連署数を3分の1以上とした場合約5万人となり、非常に厳しい数であり、ハードルが高くなった分だけ意識が薄れる、リコール請求の3分の1よりは緩くするべきで、合併協議会設置要求の6分の1と同等または少しきつくするのが妥当という意見である。

修正については、6分の1を4分の1に修正するという意見をいただいている。また、常設型であり、乱用を防ぐためにも、地方自治法第76条のリコール請求の3分の1を根拠とするということで、3分の1という修正意見が出ている。

ということで、6分の1以上と、4分の1以上と、3分の1以上という3通りの意見をいただいている。以上である。

○(委員長)まず現行どおりという意見を出していただいている方、あるいは、意見は

出してないがそういう考えの方、補足説明はあるか。

はい、どうぞ。

○(委員) 私はどちらかというと現行どおりである。3分の1とか4分の1の意見が出ているが、リコールと住民投票を同じ3分の1とするのは、バランスから考えたらリコールのほうが当然きついで、リコールが3分の1だったら、それよりは住民投票というのは緩くすべきではないかという意見で書かせていただいた。

○(委員長) 他に意見はないか。

○(委員) 同じような意見であるが、この条項の第5項は「議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。」となっていて、尊重であって必ずそうするという意味ではない。だから、住民投票で提案が出たとしても、さらにもう一度議会で議決を経て、またそれをひっくり返されるということも当然あるわけである。リコールの場合は、リコールが通ったらそのまま通るわけである。それとが一緒というのはやはり違うと思うので、委員が言うように下げて、まず住民側から提案、問題発議をしたい。それによって議員さんたちがさらにその問題点についてみんなの意見を聞く、そういう意味で尊重しながら議論を尽くしてもらおうということなので、その機会ではできるだけハードルを下げたほうがいいと思う。同列というのはちょっと矛盾があると。

○(委員長) 実際的に6分の1でもかなりの作業だと思う。

他に意見ないか。

それでは、修正という意見の方、補足説明があればお願いします。

3分の1、4分の1、6分の1で約何名というのはわかるか。

○(事務局) はい。人数については、18歳以上で外国人の方を含んだ場合、対象者の該当者数が14万7,400人程度で、その3分の1が4万9,120人、4分の1が3万6,840人、6分の1が2万4,560人である。

○(委員) 先ほどの事務局からの数字、もう少し具体的にいうと、前回の市長選では約5万人の方が投票されている。そうすると5万人という数は、市長選に参加した人たち全員分の署名が必要ということになる。たしか市長の当落というのは大体2万五、六千票なので、3分の1というのは、1人の市長が通るぐらいの数字ということであるが、それは全部支持者であるわけである。そう考えると、5万人という数字がいかにかに大きい数字か。あり得ない数字をわざわざ住民投票で入れて、冷静に考えたらそれ

ってだましているのかとなるから、僕はそうすべきではないと思った。

○(委員長) 前回の市長選は6万を若干超えていたが。

ほかに意見はないか。この部分は皆さん納得できると思うので、まとめさせていた
だこうと思うが、先に意見あれば。

○(委員) 市長が通るのは2万.....

○(委員) ああ、大体2万5,000ぐらいである。

○(事務局) 6分の1で2万4,560人。16歳以上だと2万5,235人になる。

○(委員長) リコールは期間がある。住民投票も期間があるな。

○(事務局) 実際には自治基本条例以外に住民投票条例をつくっていくが、それについ
ては、地方自治法等既存の法令に倣った形でつくっていくので、おおよそ同じような
形になると思う。

○(委員長) 大変な作業になろうかなと思う。今までの議論の中で、6分の1、4分の
1というのがあったが、この4分の1、何か意見あるか。

○(委員) 6分の1が一番ハードルが低くて、3分の1が一番高いということで、4分
の1か5分の1かということで4分の1にさせてもらった。特に理由はない。

○(委員長) 今までの意見の中で、委員長として皆様の意見の中で感じたのは6分の1
でいいのではということだが、よいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) そしたら、この項目は6分の1ということでお願いする。

続いて、議会の発議について、事務局から説明がある。

○(事務局) 議会の発議については、現行どおりということで、議員は地方自治法上、
条例案についての発議権を付与されており、議会は議員の発議に基づき出席議員の過
半数で住民投票条例を制定できるので、議会の発議権はあえて設けなくてもよいとい
う意見をいただいている。

追加修正のほうの意見であるが、議会の発議については、議員は市民に含まれるの
で議会を特別に扱う必要がないと判断したと思うが、別に議会の発議権を盛り込んで
もいいと思うという意見。それから、議会の発議について規定で定めるという意見を
いただいている。以上である。

○(委員長) ここは学識委員の出番になろうかと思っていたが、休みななので。現行どお

りという意見の方、補足説明があればお願いします。意見を提出していないが、現行どおりでいいという方も含めて、意見をお願いします。

○(事務局)委員長、少し補足させていただくが、前回の策定委員会において、この部分について、策定委員会の進め方として、議会の部分については一定議会にゆだねさせていただくというふうな方向性があったので、そういった観点から議会の発議については入れていないということもあったと思うので、報告させていただく。以上である。

○(委員長)ということは、これは当然議会のほうで議論すべきということで考えたらいいのか。

○(事務局)議会に関するところは、議会のほうの意見を聞いて判断をするというのがこれまでの進め方であったので、そういう形がよいかと思う。

○(委員長)ということは、これは議会の関係なので、その発議についても議会は議会で考えていただけるものと思っていたということでもいいのか。

○(事務局)そうである。特にこれを案件として議会のほうに上げてはいないが、すみ分けというか、議会の章も含めて、議会の部分については策定委員会の中では決めていかないというふうなことであった。今回どうするかというのはまた別になるが、一応議会のほうからこういう意見いただいているので、こちらのほうで決めていくということも考え方としては可能だと思う。

○(委員長)そうである。議会のほうでこういう意見いただいたということであるので、これについても、我々委員会のほうである程度議論させていただくということとさせていただきます。

○(委員)ちょっと言われることがよくわからないのだが、自治基本条例というのはあくまで本来は住民の権利である。発議権というのは、権利というか、自治基本条例に対する住民の権利を保障するものであって、本来なら住民だけに発議権があるのが私は理想論だと思うが、ただそうはいいながら、やはり行政の長である市長の発議権というのは当然認めてもいいと、あってもしかるべきだと思う。議会には地方自治法で発議権が既にあるわけである。議会としてはあえてここに発議権と書かなくてもできるわけである。だから、住民は発議権を保障する、それから、市長も当然行政の長として、議会と対置するという意味で必要なということで、2つに発議権を認め、議

会は地方自治法で認められているというふうに私は思ったのだが、もし間違っていたら言ってほしい。

○(委員長) はい、どうぞ。

○(委員) 私も先の委員と同じであるが、市民感覚からいうと、議会の言うことがちょっとおかしいのではないかなって、住民投票しようということになると思うので、議会が自分から自分たちの議決がおかしいよ、だから住民投票してと言うのはおかしいと思う。

○(委員長) 他に意見ないか。

○(委員) 実は策定委員会で議論しているときに、市のほうで各課から意見を出してくださいと言われたときに、うちの部局のほうでこの発議権について、それは住民だけにしたらいいのではないかと、市長は、市の職員を使っていろいろ調査研究して、一定の正しい判断を示していくべきであろう、また、住民の意向を聞こうと思ったら、いろんな調査の仕方もあり、住民の意向は十分確かめられるので、市長の発議権は必要ないのではないかという意見を出したが、何かもう一蹴されて、これは何も問題ないと。岐阜県の何だかんやということで一蹴されたみたいな感じを受けた。僕自身としては、住民の権利だけ認めて市長の発議権は認める必要はないと思う。今おっしゃっていた議会の条例制定権は、今言うふうに発議されてできると思うが、住民投票条例が一応制定されていて、それにかかる云々は、長を認めるのだったら、議会も認めてもいいような気はする。条例の制定とは違うから。制定されている上でのこの案件について住民投票するかどうかであるから。僕は住民だけでいいと思っているが、長を認めるのだったら、議会も認めていっていいのではないかという気がする。

○(委員長) 少し意見が割れてきているが、他に意見はないか。

○(委員) そうか。議会に発議権があるというのは、私、解釈間違っている。条例制定権に対する発議権があるということであるな。

○(委員) そうということだろうと思っている。

○(委員長) 今までの経過を見て、事務局、何か補足説明できることあるか。

○(事務局) 第1回の会議資料で常設型住民投票比較表という、第13回の策定委員会の資料を再掲させていただいている。常設型で住民発議の規定のある市町村を13市ぐらい並べている中で、請求要件、発議権をだれに付与しているかということで見

と、一番多いのは、住民にも議会にも市長にも発議権を認めているというふうな書きぶりである。確かに豊中市などは、委員がおっしゃったように、市民のみに発議権を付与しており、議会、首長の分については、発議は明記していない。しかしながら、市長に発議権を認めている条例の例においては、議会についてもあわせて、請求要件を記載している例が多くある。以上である。

○(委員長) 少し整理してみると、市長については執行部でもあるということで、議会は議決権があると。市民の皆様については、単に手段がないということで、この住民投票条例の発議権というのは市民にゆだねているということになると思うが、議会を外したのは、事務局が言うように、議会のところはちょっと置いときましょう、こちらで手を加えないでおきましょうということで漏れたのか、議論を重ねた結果外れたのか、その辺はどなたか記憶あるか。先生方の議論はあったのか。

○(委員) いや、先生、したと思う。

○(委員) いや、指示はしてない。議会にここはお願いと言ったりはしていない。

○(委員) やっていないけれど、ここで議会を入れるか入れないかはあったと思うが。そのとき、私の記憶では、何か市民に含まれるからというような記憶があったからここに書いている。議員さんも市民だからみたいな.....

○(委員長) 発議でいうとちょっと違う。議員さんは市民であるが、議会は市民とは違うから、その辺は微妙なところ。

○(事務局) 一番最初の市民提言書の中の住民投票の項目では、今後議論すべき点として、投票できる人の範囲、それから住民投票を発議できる人を市民、議会、市長とするということで、当初の出発点は、市民、議会、市長というところであったのかなと思う。

○(委員) 私、やはり議会も要ると思う。訂正する。どういうときに住民投票になるかというと、市長と議会が同じ意見で、住民がおかしいと思ったときに住民からすると思うが、市長と議会が違う意見のときに、やはりどちらも発議できないといけないなと思う。この案だったら、市長は議会の言っていることがおかしいと言って発議できるわけである。議会も市長がおかしいよと言って、住民投票にしましょうとやはり言えないといけないと思う。

○(委員長) 具体的に言うと、議会と市長が対立しているという構図よりは、例えばこう

いうことはここからなくしてほしいと市長が感じたら市長がするし、議会がこれはこうだと、これはだめだと、だから発議するということで、必ずしも対立の関係があるとは思わない。ただ、市民の方、議会、市長の三者に認めるという方向性の方が今のところ多いが、ここは何か僕、ちょっとひっかかるので、学識委員に決まった経過を聞きたいと思う。もうちょっとここは意見を聞かせていただくということでもよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員) また後日先生に伺うことに関しては、全然問題ない。ただ、その前に意見だけ言うと、私も、市長も議員さんも発議権があつていいかなと思う。さっきの議員さんも市民の一人という意見も確かであるが、議会での議員ということであると、最低の方でも二千五、六百とかの票を持って当選された1人なので、さっきの6分の1の2万4,000という数字からいうと、市長も、議員さんも10人以上で同じような数字になってくる。地方自治法上の議会の過半数、これはあくまでも条例を制定するという話だったが、そういった部分の数とも一緒になるが、さっきの子どもの話ともだぶってくるが、この条例は、これ、ほかのところに載っているからないよ、ではなくて、全部盛り込んでいって、だれが読んでもここだけ読んだらあっちこち調べなくてもわかるよという方向でいけばわかりやすいのではないかと僕は思う。あとは最終、先生方の意見を伺いたいと思う。

○(委員長) 委員のおっしゃるとおりの方向で進んできたという経過もある。今のところ、この項目についてはきょう決めずに、学識委員の意見を求めることにさせていただく。

一応時間は早いですが、きょうはここまでということにさせて……

○(委員) 別のところで、確認だけしたいのだが、本市に住所を有するという、その意味を知りたい。

○(委員長) どこか。

○(委員) 第32条の第4項。外国人でもいいということであるな。

○(委員長) 住民票と外国人登録だったかな、両方いけるということだな。はい。

○(委員) 住民票が要るわけであるな。

○(委員) 4番のほうに書いてある。

○(委員) トップにも書いてある。

- (委員)住所ということだと住民登録していないといけないということであるな。
- (委員長)選挙と一緒に送られてくる。
- (委員)これ、ただし書きにするのだったら、下の項目もただし書きを明記するということ。
- (事務局)はい。第1項で書いているので、第4項にも同じことが言えると思う。
- (委員)第4項も同じだな。
- (委員長)だから住民票と、あと外国人登録されている方。
- それでは、きょうはちょっと時間が早いけど、切りのいいところということで、ここで終わらせていただこうと思うが、何か今までで意見等ないか。
- (委員)全体の討議について、前回もちらっとお話しさせてもらったけど、子ども条例云々とか、16、18、20とか、さっきも18でいいと決まったけど、前回委員長さんがおっしゃったように最終は1案にするのだろうと思うけど、今後話の中で、やはり議員さんが、いや、これでは通せないから20だという意見が多い場合、そのときは通す前提でみんなは譲っていいよというその確認がとれているのかどうか、要はここで必ず1案にまとめないといけないのかというのをずっと引きずっている。
- というのは、前回もそうだったが、そういう細かいところを議員さんが本来もっと議論して、議会としての修正案はこれだ、これで可決するという手順があるものと我々は思っていたのが、全然なかったわけである。どこをどう直すという意見が具体的に議論がなされないで、我々が議員さんはどうなんだろうとせんさくしながら、この辺でどうだろうとまた出して、まただめとかいう、その辺の無駄というか矛盾というか、それをすごく感じるのだから、あえて今ここで必ず1案にしなければいけないのかというのが常にある、それでずっと意見を出しづらい。最終やはり議員さんが決めるんでしょう、という変な開き直りみたいなものがどうしてもあるのだから、皆さん、その辺、譲っていいよという認識、その幅を共有しているのかどうかを確認したい。
- (委員長)おっしゃっている意味はよくわかる。今ここまで来た中で、まだ決定していない項目もたくさんある。一たんこれを全部流して、またそれをまとめて、例えば、今、我々の中では18歳に年齢要件は決まりましたよと。しかし、これまた前文も入れて第1条の分から我々この委員会の中でもう一遍見直したら、こう変えたほうがいいのと違うかというのをさせていただこうと思う。だから、今は.....

○(委員) 議員さんと前から一度お話ししてみたいというのは、どうなっているのか

○(委員長) その部分は、議会として、議長としてどうやってくれるか、あるいは私、委員長としてどうするかというのは今のところまだ決まっていないが、やはりいろんな議員さんの意見を聞くとそこがかなり難しい、意見交換するのが難しいという意見もある。まだ正式に我々の修正案も全部決まっていないし、仮に大まかに決まったら、それを議会のほうに上げていって、議会のほうで一度検討いただけませんか、という方法もある。それは我々再検討委員会のほうで決めていこうかなと思う。

現在まだ残っている項目がたくさんあるので、それをあらかじめもう一回たたいてもらって、その部分をもう一遍作り直し、こういう状況だということをつくって、もう一度テーブルに乗せて絞って絞っていこうと思っている。それを今後議会とどうするかというのは、議論をさせていただこうかなと思っている。

○(委員) ここでいろいろ意見交換している意見というのは、議会に出すときはどういう形で伝わるのか。

○(委員長) 今回、議会の意見要旨というのが入っているので、これを踏まえた形で譲れるところは譲って、譲れないところは譲れない。そういう我々の中のベストの条例案をつくって、これで固定して動かさませんよというのではなくて、できたら議論になったところを3分の1ぐらいに切って、それを議会のほうへ上げて検討していただく。上げるというのは、我々事務局が各会派を回って、こういうことで検討していますという格好に。形としてはそういう形になるかと思う。

○(委員) いや、要は議会上げるのに、最終修正した条文案だけを上げるのではなくて、例えば18になったということでも、18が多いが、状況によたら例えば20でもいいみたいなニュアンスもあるというその含みも含めて、これに落ち着いたこの委員会の理由みたいなのはペーパーで添えていただけるのか。それがないと、条文だけぼんとまた行くと、せっかくこう議論しているのが全然伝わらないで、数字だけ見て、やはりこれはおかしいというふうなことになってしまうのではないかと……

○(委員長) それは事務局のほうでテープも起こしているんで、そう決まった理由はつくれる。それと、上げるというのは議長に上げるという格好ではなくて、各会派に、ここはこういうことで、今、再検討委員会のほうでなっていますよと、意見をキャッチボールさせてもらおうと。最終的にはこの中で決めていくという格好になるかと思

っている。いや、委員の言っているのは、幅を持って、年齢もいつでも動かせるようにしてもいいよということであるな。

○(委員) 私はそう思っているが.....

○(委員長) 同じことである。各会派に説明に行く。そのときに、これはやはりここ、何とか.....

○(委員) それを事務局や委員長に我々がゆだねて、その部分を、ペーパーではなくても口頭でも補っていただけるということであるな。それがまた返ってきて、最終、この表を踏まえてまとめる。

○(委員長) そういう形になるうかと思う。23名の議員さんすべての意見を網羅することは絶対無理である。ただ、条例なので、議決いただくというのが大前提になるので、議決いただくためには、大前提をどうするかというのは、またここで議論させていただかなければいけないと思っている。とりあえず今のところは、最後までいって、もう一度立ち戻って、今までやってきた中で、もう決まったところは決まっている、意見が並行しているところは、こっちで絞り込んで、これでいけるとなったら議長にお願いして各会派に説明させてもらおう。ただ、事務局で勝手につくった分で行くというのもこれはちょっと具合悪いので、ここである程度基本線でこうしましょうというのをつくって各会派を回ると。そこで今出ている意見以外の意見があるのだったら、それはまたここで説明させてもらって、やはり譲れないところは譲れないと。

○(委員) スケジュール的には、そういう意味でいうと、まだいつの議会に上げるかというのは全然見えてない状況であるか。今だったら。

○(委員長) できたら今年中には上げたいなと思っている。

○(委員) 12月。

○(委員長) 第4回定例会までには上げたいと思っている。

○(委員) 以前よりも今回のほうがさらにいわゆる根回しをきっちりしていただけると期待のもとで話させてもらったらいいいということであるな。

○(委員長) そうなるであろう。恐らく前の案だったら、なかなか根回しまでいかなかったと思う。かなりのところで引っかかられたので、もう根回しどころではなかった状況であった。

他に意見ないか。

○(委員)感情に流されている議員さんもいるみたいなので、その辺はきちりしていただきたいなど。

○(委員長)この条例というのは、全員で賛成していただけるかというところかなり難しい部分があるので、事務局も説明はしていただけたらと思うが、とにかく大前提の条例を議決いただくということを頑張っていかなければいけないと思っている。

そしたら、きょうはもうこの辺で終わりたいと思うが、事務局、今後の進め方について説明願う。

○(事務局)次回、第4回の会議であるが、5月13日の木曜日午後7時から9時まで、コミュニティセンター1階中集会室において開催をさせていただく。内容は、議論ポイントの議会の発議についての学識者から意見を聞くというところから始めさせていただきたいと思うが、よいか。

(「はい」の声あり)

○(事務局)以上である。どうもありがとうございました。

○(委員長)これにて第3回会議を終了する。どうもありがとうございました。

以 上